

合同会社ストレングス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年10月1日～平成34年9月30日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中及び育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年10月 法に基づく諸制度の調査を行う
- 平成29年10月以降 制度に関するパンフレット等を事務所内に備え付ける

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 平成29年10月 原職復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う
- 平成29年10月以降 育児休業期間中に原職復帰のための情報提供を行う